

嘉麻市政治倫理条例の一部を改正する条例

嘉麻市政治倫理条例（平成18年嘉麻市条例第237号）の一部を次のように改正する。

第6条中「市は」の次に「、在任中の市長等及び議員に関し」を加え、同条各号列記以外の部分に次のただし書きを加える。

ただし、法令に定めのあるもののほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づく契約については、この限りでないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。